

学校教育と著作権

～調べ学習支援における著作権（引用）教育の必要性を中心に～

山口 真也

1. 研究の目的・背景

学校の教育活動と著作権法との関わりについてはこれまでも様々な観点から論じられてきたが、とりわけ重要な問題は、児童生徒が関わる学習活動において著作権法の理念やルールをどのように実践するかということであろう。特に、近年では、「総合的な学習の時間」や各教科の授業、さらには学校行事の中でも、児童生徒による主体的学習の1つとして、「調べ学習」を取り入れる機会が増えていると言われており、学校図書館が所蔵する資料やインターネット上の情報を活用した学習の機会もまた増加していると考えられる。これらの資料、情報にも著作権が（その多くに）存在することを考えれば、学校教育と著作権法との結びつきは今まで以上に強くなっていると考えられるだろう。

筆者は、以上の問題意識を持つ中で、在住する沖縄県内の公立小中学校において開催された「校内研修会」の講師を務める機会を得ることができた。この研修会では、著作権法の基礎知識として、法体系における著作権法の位置付け、目的、権利の種類、権利の専有と制限の関係、保護対象（著作物の定義）、権利の発生と保護期間等を説明した上で、学校での教育活動と著作権法との関わりを、具体的な事例を紹介しながら解説し、研修会終了後に、著作権教育の現状を確認するためのアンケート調査を実施することとした。

本稿では、調べ学習と著作権法との関わりについて、特に「引用」に関するルールを手がかりに考察した上で、アンケートの質問項目から調べ学習に関連する部分を抽出して調査結果を分析し、著作権法の専門家としての学校図書館担当者（主に学校司書）の役割を明らかにしてみたい。

2. 調べ学習と著作権教育の関わり

2.1 「授業の過程における複製」と「引用」

上述のように、調べ学習を展開する上では、学校図書館に所蔵されている資料やインターネット上の情報など、様々な資料を活用することになる。それらの資料の大半は、著作権法がその保護の対象とする「著作物」であり、学習活動の中で利用するためには、著作権法との関わりを強く意識しなければならない。

調べ学習における著作物の利用行為としては、学習のテーマに関連して児童生徒が調査を行った結果をレポート等にまとめる際に、自説を補強したり、あるいは反論したりするために著作物の中の文章を書き写す行為が挙げられるだろう。調べ学習の過程において、著作物の文章の一部を自身のレポートに転載するような行為については、文章をそのまま書き写すのであれば、著作権法上では「複製」行為に当たると解釈できるため、複製権の専有を制限する著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製等）が適用されると考えることができる。この制限規定は、著作者に許諾を得ずに著作物を自由に利用できる要件を定めたものであるため、①複製の対象が公表された著作物であること、②授業を行っている教員か、または授業を受けている児童生徒自身が複製することⁱⁱ、③授業の中で使うことを想定していること、④必要最低限の範囲で複製すること（著作者の権利を不当に侵害しない分量であること）等の条件を守っていれば、レポートへの転載が可能になると考えられるⁱⁱⁱ。しかしながら、近年では、インターネット利用環境の整備により、ソーシャルネットワークサービスを利用したブログでの日記の公開や、BBSの利用、プロフィールの公開など、子どもたちが学校の教育活動を離れたところで、他者の著作物を利用する機

会が着実に広がっている。自身の著作物を他者に不正に利用され、トラブルに巻き込まれることもあるだろう。こうした環境変化を考えれば、調べ学習における著作物の利用を「授業の過程での複製」と狭く位置付けるよりも、より細かい約束事を定めている「引用」に関するルールをあわせて指導する必要があるように思われるのである。

2.2 調べ学習と「引用」との関わり

著作権法の解説書によると、「引用」に該当する行為とは、「自分の説を論述する際、自説を補強するため他人の著作物を」利用したり、「他人の考えを論評するため他人の著作物を」利用したりする行為が「典型的な例」とされている^{iv}。引用に関するルールは主に著作権法32条にまとめられており、その条文には次のような要件が記されている。

(引用)

第32条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

この条文では、著作者に許諾を得ずに、他者の著作物を引用という形でレポート等に利用できる要件が挙げられている。著作権法の解説書をもとに整理すると、

- ① 引用される著作物が公表された著作物であること、
- ② 引用する側が著作物として認められるものであること、
- ③ 引用する著作物と引用されている著作物を明瞭に区別して認識することができること、
- ④ 引用している著作物が「主」、引用されている著作物が「従」の関係にあること、
- ⑤ 引用する必然性があること、

という5点を挙げることができる。これらの要件について、調べ学習における児童生徒の活動を想定して捉え直してみると、

まず①の「公表された著作物の引用」という要件については、子どもたちに身近にある電子メディアの取り扱いに注意が必要であると考えられるだろう。最近では、調べ学習においても、電子メディアを使って情報収集を行うことが増えていると思われるが、掲示板やブログの内容を記載することにはひとまず問題は無いものの（情報の信頼性という観点からは問題があるが）、同じ電子メディアであっても、公開の範囲が限られている個人的な電子メールでのやりとり（私信）の内容などをそのままレポートに掲載することは^{vi}、「公表された著作物の引用」には該当しないケースに当てはまる可能性がある（プライバシー権の侵害にもなる）。これらの行為については原則として禁止するか、またはメール相手（著作者）の許諾を得てから利用するように指導するべきだろう。

②の「引用する側が著作物として認められるものであること」という要件については、法32条において、引用の目的が「報道、批評、研究」などと例示されていることに関連するものである。上述のように、引用とは「自己の主張・論述を補強する」、「他人の考えを評論（反論する）する」などの行為が典型とされていることから、当然ながら、引用によって作り出される成果物が自説を主張するような内容になっていなければならないとする解釈が成り立つ。このことは、著作物から引用した文章をいくつかつなぎ合わせたような利用形態は「引用」とはみなされないということであり、近年、多くの教育機関で問題となっているような、「コピー&ペースト」によって作られるレポートの提出が著作権侵害として処罰対象となる根拠の1つになるとも考えられる。引用して作り出されるレポート等の成果物そのものが、「著作物」の要件を満たすだけの創作性、つまりオリジナリティを持つものでなければならないこともまた、調べ学習における著作権教育の中に含まれるべき重要なポイントとなるだろう。

現在の調べ学習において、最も蔑ろにされていると思われる部分が、③「引用する著作

物と引用されている著作物を明瞭に区別して認識することができること」という要件であろう。著作権法では、他者の著作物を自身の成果物の中で利用する場合には、どこからどこまでが他者の著作物からの引用部分であり、どこからどこまでが自身の主張なのか、という区別ができないような利用形態は許されていない。例えば、言語の著作物を引用する場合には、引用文をカギ括弧で括って表示し、さらに引用した著作物の出典が明記されなければならないとされているのである。出典の記載方法は様々だが、引用した文章の後ろに（ ）を付けるなどして、著者名、書名、出版社名、出版年、さらに引用した文章が掲載されているページ数についても必ず明記するように指導すべきだろう^{vi}。

④「引用している著作物が「主」、引用されている著作物が「従」の関係にあること」という要件については、一般的には、著作物の引用が、引用して作り出される成果物の大部を占めないことがその解釈としてあげられることが多い。ただし、厳密には、「分量」に関する問題だけでなく、引用して作り出される成果物の「価値」が引用された側よりも小さくならないことも考慮されなければならないとする解釈も一部存在する^{viii}。調べ学習の中でまとめられる児童生徒のレポートに対して、引用される側の著作物の価値を越えることを求めるのは現実には難しいかもしれないが、少なくとも、あるテーマについて記された著作物の文章を転載して、「私もそう思う」と同調するだけのレポートではそうした要件は満たされないことになるだろう。他者の意見をふまえて自分自身はどう考えるのか、なぜそう考えるのかなど、自らの意見をしっかり意識させ、自らの言葉でしっかり表現するように指導していくことも、調べ学習における著作権教育のあり方として重要な課題となるであろう。

⑤「引用する必然性があること」という要件についても同じように、引用する側（レポート等）の著作物性に関する規定であり、レポートの分量を増やすためだけに無意味に引用箇

所を多くするようなことは著作権法上許されない行為となる。他者の著作物を引用するためには、引用するだけの必然性が問われることになる^{ix}ということもまた、調べ学習の過程において、子どもたちにしっかりと伝えていくべきである。

2.3 調べ学習における著作権（引用）教育の必要性

現在、各学校で行われている調べ学習については、「調べ学習」ならぬ、「写し学習」に終始しているという批判をよく耳にする。「調べただけ学習」、あるいは、「調べさせられた学習」といった揶揄の言葉も存在することから、その重要性に反して、調べ学習の展開は、多くの学校において必ずしも望ましい状態にはないということが分かるだろう。

「調べ学習」とは、そもそもは生きる力の育成を目的とした「主体的学習」の1つの形態として位置付けられるものであり^x、自ら考え、自ら表現する力を育てることを目的とする新しい学習スタイルであると考えられている。現在、学習指導要領の改訂を通じて、「ゆとり教育」の見直しが進められているものの、文部科学省の説明では、「生きる力」という学力観は新学習指導要領においても引き継がれるとされており^{xi}、学校教育の中で調べ学習の位置づけが小さくなるわけではない。現在のような、「写し学習」をただ続けているだけでは、調べ学習を行う本来の目的が達成されることはあり得ないのではないだろうか。

こうした問題を考えるとき、上述のような「引用」に関する様々なルールを子どもたちに伝えていくことは、ただ単に著作権法というルールを遵守することの大切さを教えるだけではない、教育的な効果もあるように思われる。例えば、「引用する側が著作物として認められるものであること」や「引用する著作物と引用されている著作物を明瞭に区別して認識することができること」、「引用している著作物が「主」、引用されている著作物が「従」の関係にあること」といった要件を子どもたちに伝えていくことは、調べ学習を通じて、

他者の意見を書き写すだけでなく、それらをしっかりと理解すると共に、他者の意見を土台として自らの意見を持ち、それを深める機会を与えることにもつながっていくように思われる。著作権法に対する理解は、現代の調べ学習にみる様々な問題を解決する上でも非常に効果的であると考えられるのである。

3. 著作権(引用)教育の現状に関する調査

3.1 調査方法・回答者のプロフィール

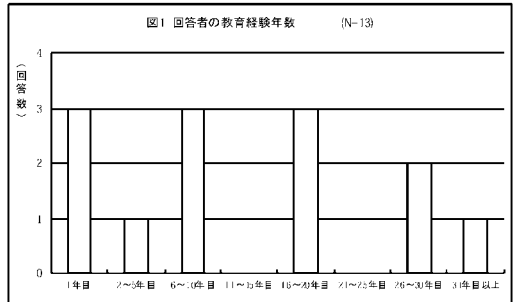
上述のように、筆者は2009年8月末に、沖縄県内の公立小中学校(併設校)において開催された校内研修会に講師として参加し、参加者(教職員)を対象としてアンケート調査を実施している。調べ学習を進める上で必要となる著作権教育、特に引用に関する指導はどの程度、実施されているのだろうか。アンケート調査結果をもとに、著作権教育の実施状況を見てみよう。

今回のアンケート調査では、大きく分けて4つの質問を行っている。Q1では、回答者のプロフィールとして、1) 職種、2) 所属、3) 教育経験年数の3点を確認している。まず、回答者の「職種」を確認すると、15名の回答者の内、「①教員」が11名、「②事務職員」が2名、「④その他」が2名という結果であった。「その他」の2名はいずれも「学習支援員」であり、事務職員の中の1名は「学校司書」であることが自由記述欄から明らかとなっている。

回答者の「所属」については、「②小学校」が3名、「③中学校」が8名、無回答が4名という結果となった。無回答が多くなっている理由は、小中の併設校であるため、管理職や事務職員らは自身の所属を区別することができなかったからであろう。研修会の開催校では小中学校の他に公立幼稚園も併設されているため、アンケート項目では「①幼稚園」という選択肢も準備したが、この項目を選んだ回答者はいなかった。

「教育経験年数」については、学校の種類(校種)や職種を問わずに合計年数を記入するように指示しているが、最短年数が「1年目」

(3名)であり、最長年数が「33年目」(1名)であった。無回答の2名を除いて平均すると、「13.3年目」となることから、一定の教育経験を持つ人物が多いということになるだろう(図1)。



アンケート調査では、Q2として、「著作権法について専門的に学んだ経験はありますか?」という質問を行っている。この設問は著作権教育の担い手となる上で必要となる専門知識と学習経験の有無を確認するためのものである。表1はその結果をまとめたものであるが、「①ない・今回の研修がはじめて」という回答が4名(26.7%)に止まる一方で、「②学生時代に授業で学んだことがある」が3名(20.0%)、「③教員・事務職員になってから、研修等で学んだことがある」が8名(53.3%)、「④専門書やインターネットなどで、個人的に勉強したことがある」が3名(20.0%)となった。学習の度合いには差はあると思われるが、何らかの学習経験がある人物は15名中11名(73.3%)に上っており、研修会当日までに著作権法について学ぶ機会がまったくなかったわけではないことが見えてくるだろう。

【表1】著作権法に関する学習経験の有無 (2)~(5)は複数回答可 (N=15)

選択肢	回答数	比率(%)
1)ない・今回の研修がはじめて	4	26.7
2)学生時代に授業で学んだことがある	3	20.0
3)教員・事務職員になってから、研修等で学んだことがある	8	53.3
4)専門書やインターネットなどで、個人的に勉強したことがある	3	20.0
5)その他	0	0.0

なお、今回の研修会では、著作権法の解説を始める前に、参加者が著作権法についてどの程度、知識を持っているかを確認するために簡単な問題（全5問）に答えてもらっているのだがⁱⁱⁱ、著作権法について何らかの学習経験のあるグループ（11名）と、学習経験が全くないグループ（4名）との正解率を比較しても、前者の正解数が2.7問、後者の正解数が2.5問と、それほど差が生じているわけではないことも明らかとなっている。アンケートの自由記述欄では、「専門分野ではないので、忙しくて勉強する時間がない」、「知らないことが多く勉強になりました」といった感想が寄せられており、学習経験の有無とは無関係に、その理解度は必ずしも十分ではないこともまた分かるだろう。

3.2 教育活動における著作権保護の実態と著作権教育の実施状況

アンケート調査では続くQ3として、学校教育と著作権法との関わりを取り上げた解説書の中で良く取り上げられる事例（問題行為）をもとに8つの項目を作成し、自身の教育活動においてそうした経験があるかどうかを確認している。

質問項目と調査結果は表2の通りであるが、ここでは調べ学習と引用との関わりについて取り上げた選択肢について注目してみると、「7）調べ学習等で、参考文献が書かれていないレポートを受け取ったことがある」は無回答3名を除く12名中8名が選択し（66.7%）、「8）調べ学習等で、インターネットの情報が丸写しされたレポートを受け取ったことがある」もまた、12名中5名（41.7%）が選択するという結果となっている。いずれも他の項目と比べて高い比率となっており、引用に関するルールは、児童生徒には十分には理解されていない状況が見えてくる。

アンケート調査ではQ4として、著作権教育の実施状況をより具体的に確認するために、「日々の教育活動の中で児童生徒を対象として、著作権保護に関する指導、助言は行っていますか？」という質問も行っている。その

結果を集計したものが表3となるが、「1）今のところ行っていない」という回答が無回答1名を除く14名中12名から寄せられており、その比率は85.7%にも上っている。「2）行っている」という項目を選択した2名に対しては、「具体的にどのような指導を行っていますか？」として自由記述を求めているが、「簡単な事しか指導していないのですが、例えばネット内のものをコピー、はりつけはしない」という回答であり、著作権に関わる指導というよりは、レポートとして活用するための情報源の信頼性に関する指導が中心となっている様子分かる（もう1名は無回答）。

【表2】 教育活動にみる著作権保護の実態
(複数回答可) (N=12)

選択肢	回答数	比率(%)
1)校内研修や学外の研究会にて、児童生徒に許諾を得ずに、作品(作文や絵画など)を取り上げたことがある	5	41.7
2)合唱コンクールのために、楽譜をクラスの人数分コピーして利用したことがある	7	58.3
3)学級通信に有名なキャラクター(アニメ、マンガなど)を掲載したことがある	2	16.7
4)子どもの作文をコンクール等に出品する際に本人に無断で誤字脱字、表現等を訂正したことがある	4	33.3
5)合唱コンクールの様子を撮影してDVDを作成し(録音してCD等を作成し)、児童生徒に配付したことがある	1	8.3
6)卒業式でクラスの人数分交付する記念カードに、有名な作家の詩を掲載したことがある	4	33.3
7)調べ学習等で、参考文献が書かれていないレポートを受け取ったことがある	8	66.7
8)調べ学習等で、インターネットの情報が丸写しされたレポートを受け取ったことがある	5	41.7

【表3】 著作権教育の実施状況 (N=14)

選択肢	回答数	比率
1)今のところ行っていない	12	85.7
2)行っている	2	14.3

繰り返せば、それぞれの理解度には個人差はみられたものの、大学時代の授業や研修会などを通じて、著作権法を学んだ経験を持

つ教職員は決して少ないわけではない。にも関わらず、その知識は授業の場においては必ずしも生かされていないという実態が見られる。アンケート用紙の自由記述欄には、中学校に所属する教員から、「(著作権法は) 難しいので指導できない部分がある」という記入があり、また、研修会での質疑応答の際にも、小学校教員から「小さな子どもには教えづらい」という意見も寄せられていることから、著作権教育が停滞している背景には、専門的な知識をどのように子どもたちに分かりやすく授業の中で伝えていくか、という問題があるようにも思われる。しかし、2. で述べたように、著作権教育、特に引用に関するルールを子どもたちに伝えていくことは、調べ学習の展開と密接に関わるものであり、決して授業の中に取り入れられないことではないように思われる。著作権教育は「学び」の本質に関わる重要な教育であるという観点から、改めて著作権教育の意義を理解し、その方法を具体的に考えることが必要であると言えるだろう。

4. 今後の課題—学校図書館担当者の役割

学校において著作権教育が十分に展開されるためには、当然ながら、教育指導に当たる教職員が著作権法について十分な専門知識を備えることが前提となる。ただし、今回のアンケート調査からも分かるように、著作権法の理念や内容について最も体系的に学ぶことができるはずの大学時代の授業を通じた学習経験を持つ人物は現時点ではそれほど多くはない実態も確認することができる。本論では触れなかったが、著作権教育が積極的に展開されていない背景には、低年齢層への指導が難しいという技術的な問題だけでなく、専門知識の不足という問題もあるのではないだろうか。

こうした問題を解決するための1つの方法として筆者が提案したいことは、学校図書館担当者、特に学校司書が学内において著作権に関する相談役、または助言者としての役割を果たすということである。

言うまでもなく、学校司書の多くは、図書館司書資格課程での学習を通じて、著作権法について学ぶ機会を数多く経験しているはずである。もちろん、現在の司書資格課程が公共図書館での業務を主な学問対象としているため、著作権法の説明もまた公共図書館との関わりで取り上げられることが多いという問題はあるのだが、それでも学校の教職員の中では、著作権法について最も専門的に学んだ経験のある1人と考えてよいのではないだろうか。

特に沖縄県では 他府県とは異なり、小中学校も含めて、全県域に専任、専門の学校司書が数多く配置されている。近年では、各自治体の財源不足を背景として、県内の学校司書についても「非正規化」が進んでいるという報告もあるが^{xiii}、そうであるならばなおのこと、学校司書の専門性を学内外に戦略的にアピールする必要があるだろう。学校司書の専門性は多岐に渡るが、著作権法の専門家として、子どもたちの学びを支えることもまたその1つになりうることを提案して、本稿のまとめとしたい。(2009年8月31日)

脚注

ⁱ 研修会で取り上げた事例は、①授業の過程での複製(新聞の社説のコピー)、②運動会での有名キャラクターを使ったプラカード作り、③文化祭での朗読劇の有料上映、④朝の読書の時間での絵本の拡大表示、⑤調べ学習での図書館資料の引用の5つである。

ⁱⁱ 事務職員など、授業を行わない者による代理での複製に関しては文献によって見解が異なる。例えば、『著作権法概論』(作花文雄・吉田大輔著、放送大学教育振興会、2006、p.131)や『Q&Aで学ぶ図書館の著作権基礎知識』(黒澤節男著太田出版、2005、p.48)では、「複製の法的主体が「教育を担当する者」であれば足り、例えば、事実上、学校事務職員や生徒の協力を得て複製すること自体は、許容される」とされているが、『図書館サービスと著作権』日本図書館協会著作権委員会、改訂第2版、日本図書館協会、2005、p.60、p.122)によると、「例えば配偶者とか親子とか助手までなら教育を担当する者が複製するのと同様に考えてよいが」、(図書館職員と教員は)「上

下関係もない、全く別人格であり、この規定では許していないというのが一般的な解釈」と記されている。

iii 2009年8月27日、著作権情報センター「著作権テレホンガイド」にて確認

iv 作花文雄著『著作権法講座』第2版, 著作権情報センター, 2008, p.198

v 本節において法解釈の参考とした文献は、文末の「参考文献」欄参照。

vi メールの内容が、著作権法第2条第1項第1号の定義に該当する場合、具体的には、単なる時候のあいさつ等の日常の通信文の範囲にとどまるものではなく、作者本人の思想又は感情を創作的に表現した文章である場合。

vii 出典の明記義務については、著作権法第48条第1項第1号と第3号においても定められている。

viii 作花文雄・吉田大輔著『著作権法概論』放送大学教育振興会, 2006, p.126

ix 作花文雄著『著作権法講座－教育・研究・創作者のための著作権読本』著作権情報センター, 2003, p.148

x 「中教審答申」によると、「生きる力」とは「変化の激しい社会を生き抜くために求められる、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」と定義されている。これに対して、「調べ学習」は「自ら学び、考える」主体的、自発的な学習。学び方を学ぶ学習として、子どもが自分自身の力で課題を設定し、その課題解決へ向けての学習計画を立てて、調査・研究をし、解決を図っていく学習活動の形態」と定義されている。(図書館用語辞典編集委員会編『最新図書館用語辞典』柏書房, 2004, p.251)

xi 「座談会・新しい学習指導要領－「生きる力」の理念の実現に向けて」『文部科学時報』2008.3, p.24 (木村孟氏の発言より)

xii 「教職員のための著作権クイズ!」と題したクイズを5問出題し、アンケート用紙の裏面に印刷をして、研修会終了後に回収した。問題は次の5問。1) 著作権法は、特許法や意匠法などと同じく、知的財産法の一つである (○)、2) 新聞の掲載記事は著作権法の保護対象ではない (×・著作物の要件を満たす

記事もある)、3) 著作権法は、作者の権利を保護するための法律である (×・目的は「文化の発展に寄与すること」)、4) 著作権は著作物が第三者に公表された時点で発生する (×・創作の時に始まる)、5) 小説作品などの個人著作物の保護期間は公表後50年間である (×・作者の死後50年)。

xiii 2006年度の調査によると、県内の小中学校に配属されている学校司書は「297人」であり、そのうち「正規職員が183人」、「臨時職員が114人」であり、「全体の38.4%」が非正規職員であることが報告されている。(「図書館職員/臨時が増加/自治体財政難が影響」『琉球新報』2006.8.1朝刊22面)

参考文献

尾崎茂編著『先生のための著作権入門の入門』学事出版, 2006

作花文雄著『著作権法講座』第2版, 著作権情報センター, 2008

作花文雄・吉田大輔著『著作権法概論』放送大学教育振興会, 2006

作花文雄著『著作権法講座－教育・研究・創作者のための著作権読本』著作権情報センター, 2003

清水康敬監修・中村司ほか編著『必携! 教師のための学校著作権マニュアル』教育出版, 2006

中山信弘著『著作権法 Copyright Law』有斐閣, 2006

日本図書館協会著作権問題委員会編『学校図書館の著作権問題Q&A』日本図書館協会, 2006

本橋光一郎監修・小川昌宏・下田俊夫著『ガイドブック教育現場の著作権』法学書院, 2006

「Q&A学校図書館と著作権 (特集 学校図書館と著作権)」『学校図書館』2009.5, pp.45-50

社団法人著作権情報センター制作「著作権Q&Aシリーズ」<http://www.cric.or.jp/qa/qa.html>, 2008.8.31確認

著作権法第35条ガイドライン協議会制作「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」<http://www.ibpa.or.jp/35-guideline.pdf>, 2009.8.31確認

やまぐちしんや：沖縄国際大学